

チビッコ広場整備費交付金等交付要綱

(総則)

第1条 チビッコ広場（以下「広場」という。）に係る整備費交付金及び管理費交付金（以下「交付金」という。）並びに報償金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(交付金の交付対象者)

第2条 交付金は、市内の子どもの健全な育成を図るため、広場の整備又は管理を行う町内会等に対し、予算の範囲内において補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより交付する。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 整備費交付金は、次に掲げる範囲内において市長が定める額とする。

ア 広場を新たに開設する場合 1 広場につき 40万円

イ 広場を既に開設している場合で、遊具等を増設、撤去（市長が危険と認めたものに限る。）又は取替えを行なうとき

1 広場につき 30万円

(2) 管理費交付金は、広場に設備されている遊具等の補修その他広場の管理運営に要する費用について次に掲げる基準により定める額とする。

ア 広場面積が、100平方メートル以上 500平方メートル未満であるもの

(ア) 遊具がないもの 6万円

(イ) 遊具が3基以下のもの 9万円

(ウ) 遊具が4基以上のもの 11万円

イ 広場面積が、500平方メートル以上であるもの

(ア) 遊具がないもの 8万円

(イ) 遊具が3基以下のもの 11万円

(ウ) 遊具が4基以上のもの 13万円

(広場として使用することができる土地)

第4条 広場として使用することができる土地は、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 交通事故等の危険性が少なく子どもの広場として適当であること。

(2) 面積は、おおむね100平方メートル以上であり、かつ、原則として民有

地であること。ただし、市長が適当でないとしたものを除く。

(3) 町内会等があらかじめ土地所有者から5年以上の使用承諾を得たものであること。

(4) 土地所有者から広場の返還を求められたときは、町内会等がその責任において原状に復し返還するものであること。

(5) 広場を管理する責任者が明確であること。

(6) 規則第4条の規定に基づいて申請を行う日の属する年度内において高齢者ゲートボール場の提供に係る報償金支給要綱（平成20年4月1日制定）の規定による報償金の交付を受けていないものであること。

(交付申請)

第5条 第3条第1号の規定による交付金の申請をする場合は、規則第4条の規定による補助金等交付申請書に見積書を添付して提出しなければならない。

2 第3条第1号イに規定する交付金の申請は、1年度1広場につき1件とする。

3 第3条第2号に規定する交付金の申請は、毎年4月1日から同月末日までに行うものとする。

(事業完了前の交付)

第6条 市長は、規則第11条第1項ただし書の規定により、事業完了前に交付金を交付することができる。

(実績報告)

第7条 整備費交付金については、規則第10条の規定による実績報告書に領収書及び完成写真を添えて工事完了後20日以内に提出しなければならない。

(管理)

第8条 交付金の交付を受けた町内会等は、関係者の協力を得て当該広場を管理し、常に安全に子どもが利用できるように心がけなければならない。

(届出)

第9条 交付金の交付を受けて整備した広場の土地を土地所有者から返還を求められたとき又は広場としての用途を変更したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(報償金)

第10条 広場として使用承諾をした土地所有者に対し予算の範囲内において次に掲げる区分により報償金を支給する。

(1) 使用承諾を得た土地が、非課税地の場合は次に掲げる区分による。

面	積	報 償 金
	200平方メートル未満	10,000円
	200平方メートル以上 400平方メートル未満	15,000円
	400平方メートル以上 600平方メートル未満	20,000円
	600平方メートル以上 800平方メートル未満	25,000円
	800平方メートル以上 1,000平方メートル未満	30,000円
	1,000平方メートル以上 1,200平方メートル未満	35,000円
	1,200平方メートル以上	40,000円

(2) 使用承諾を得た土地が課税地の場合は、固定資産税及び都市計画税の合計額を2倍した額に、前号の表の左欄に掲げる面積に対応する同表の右欄に掲げる金額を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 子どもの広場整備費交付金要綱(昭和47年4月1日)は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。